

「木の文化都市・金沢 推進事業者」登録要領

（目 的）

第1条 本制度は、「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて、まちなみや生活の中で木を幅広く活用する事業者と連携し、その取組を内外に発信することで、木を生かした魅力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（対 象）

第2条 本制度の対象となる事業者は主たる事業以外で次に掲げる取組を行い、市と連携して木の魅力を継続的に発信しようとする者とする。

- (1) 建築物の木質化
- (2) 木材加工品の製造、販売
- (3) 森林の保全、植樹
- (4) 木育の推進
- (5) その他木を活用した社会貢献活動

（登 録）

第3条 登録を受けようとする事業者は、登録申請書（様式1号）及び活動計画書（様式2号）を市に提出するものとする。

2 登録を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を決定しないものとする。

- (1) 虚偽や法令違反等により、本制度の信用を著しく害するおそれのあるとき
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (3) 特定の政治団体、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (4) その他本制度の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

3 市は、登録を決定したときは、申請者に「木の文化都市・金沢 推進事業者」登録証を交付する。

4 登録の決定を受けた事業者（以下「推進事業者」という。）は、登録を辞退する場合は、その意思を記した書面を市に提出するものとする。

5 推進事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽や法令違反等により、本制度の信用を著しく害したとき
- (2) 推進事業者が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 市による登録継続意思調査において継続の意思が示されなかったとき
- (5) 第5条に定める活動報告において、概ね3年程度活動実態がなかったとき
- (6) 特定の政治団体、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与え

るおそれのあるとき

(7) その他本制度の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(活動報告)

第4条 推進事業者は、毎年度、活動報告書(様式3号)を市に提出するものとする。

(推進事業者の役割)

第5条 推進事業者は、第1条に掲げる目的を達成するため、第2条各号に係る取組を行うほか、次の事項に努めることとする。

(1) 市が開催するイベント等における情報発信への協力

(2) 市の広報媒体への掲載等への協力

(市の役割)

第6条 市は、推進事業者が第2条に係る取組を推進するため、推進事業者の取組等の情報発信を行うとともに、推進事業者に対し、市の木の文化都市の継承と創出に関する事業の情報提供及び助言を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月28日より施行する。